

令和7年6月26日

「くだものの宝石箱ふくしま市」魅力向上に向けて！ 市街化調整区域における観光農園・果物直売所の立地基準見直し

本市は全国有数の果物の特産地として知られており、果樹園の風景や特産物の果物は重要な観光資源となっています。この魅力をさらに高めるため、市街化調整区域における観光農園・果物直売所の立地基準を見直します。

記

1. 新基準開始時期

令和7年7月1日

2. 基準の見直しのポイント

- (1) 対象特産物：サクランボ等の5品目限定から『果実全般』へ拡大
- (2) 指定路線：フルーツラインを含む4路線に、新たに『8路線』を追加指定し、指定路線より半径1 km以内の場所まで立地可能エリアを拡大

3. 申請・手続

- (1) 都市計画法による開発許可申請及び建築許可申請が必要
- (2) 農地法による許可申請が必要

担当：農業振興課 販売促進係
課長 甚野 係長 須田
電話 024-529-7663（直通）
開発建築指導課 開発審査係
課長 菅野 課長補佐 岡本
電話 024-525-3790（直通）

「くだものの宝石箱くしま市」魅力向上に向けて！

観光農園・直売所の立地基準を見直します

本市は全国有数の果物の特産地として知られており、果樹園の風景や特産物の果物は重要な観光資源となっています。この魅力をさらに高めるため、市街化調整区域における観光農園・果物直売所の立地基準を見直します。

見直し内容

①対象エリアの拡大

②対象品目の拡充

※新基準開始時期：令和7年7月1日



①対象エリアの拡大

【現行基準】

●路線

指定路線（4路線）

- ①フルーツライン（主要地方道の一部）
- ②ピーチライン（国道13号の一部）
- ③スカイライン（高湯街道の一部）
- ④土湯ライン（国道115号の一部）

●事業エリア

指定路線沿いに限定

【見直し】

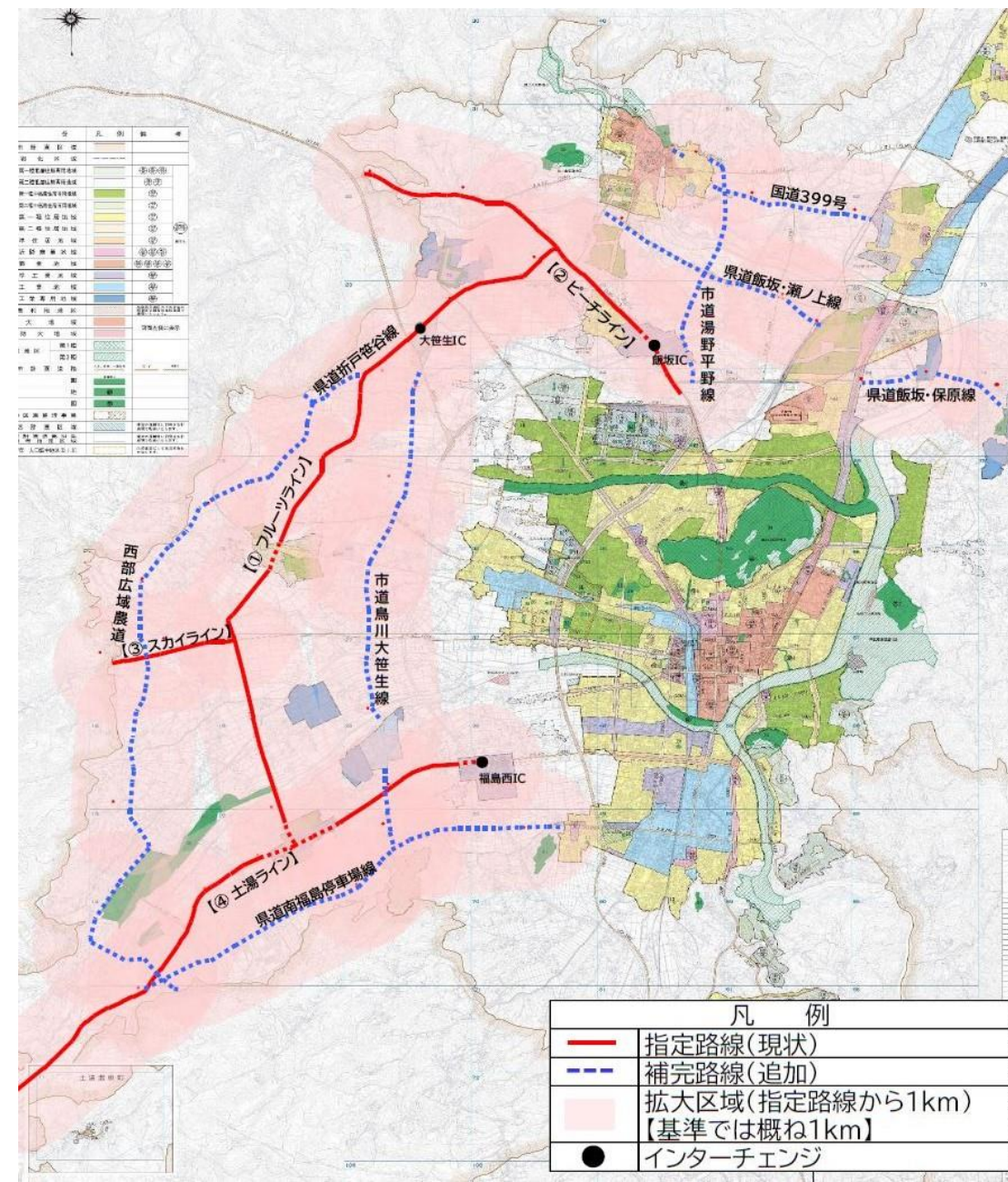
●路線

指定路線（現行4路線を維持）

補完路線（果樹地帯の幹線道路8路線を追加）

●事業エリア

指定路線、補完路線から半径1km以内に拡大
（車で約3分圏内）



②対象品目の拡充

【現行基準】

●品目

サクランボ
モモ
ナシ
ブドウ
リンゴ



【見直し】

●品目

果実全般に拡大

例えば…いちご、ブルーベリー等の
新たな特産品種も対象に

業務の範囲

- ・園内での収穫体験
- ・特産物の直売
- ・特産物の加工品の販売
- ・特産物を用いた飲食の提供

} 施設内で調理・加工されたものに限る

※観光農園・果物直売所の立地には都市計画法に基づく開発許可又は建築許可が必要です。